

令和6年7月11日(木)～7月20日(土)

# 夏の交通安全運動

～子どもと高齢者の交通事故防止～



～急がずにマナーとゆとりで交通安全～

● 横断歩行者の交通事故防止

～秋田の道路は 歩行者ファースト!～

横断歩道は歩行者優先です。

運転者は、信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、必ず横断歩道の手前で一時停止して道をゆずりましょう。

主 唱

秋田県交通安全対策協議会

秋田県

秋田県警察

# 飲酒運転等の危険運転の防止

～8月は「飲酒運転追放県民運動」強調期間です～

- 飲酒運転は、極めて悪質・危険な犯罪です。

## 飲酒運転の罰則（酒酔い運転の場合）

◆ドライバー	5年以下の懲役又は
◆車両の提供者	100万円以下の罰金
◆酒類の提供者	3年以下の懲役又は
◆同乗者	50万円以下の罰金



- 地域・職場・家庭で飲酒運転を絶対にしない、させない環境をつくりましょう。

## 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 全席でのシートベルト着用は、法律で定められた義務です。
- 令和5年に県警察とJAFAがシートベルト着用状況を合同調査した結果、一般道路における後部座席の着用率が42.3%と低い割合でした。
- 運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか確認しましょう。
- チャイルドシートは、子どもの体格に合ったものを正しく使用しましょう。

## 自転車の安全利用の促進

～毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」です～

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。

### 「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車は車の  
なかまです

- 定期的に点検・整備を行いましょう。
- 自転車による事故に備えるため、**自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。**  
(秋田県では条例により保険等の加入が義務です。)
- 道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務**となっています。頭部を守るためにしっかり着用しましょう！

お問い合わせ

秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム

☎018-860-1523

この印刷物は40,000部作成し、  
印刷経費は1部あたり2.152円です。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。